

御船町農業委員会会議録

令和4年9月12日

御 船 町 農 業 委 員 会

令和4年9月定例農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年9月12日(月) 13時30分～14時04分

2. 場 所 御船町役場 第2分庁舎 大会議室

3. 農業委員 (14名)

会 長 1 番 富田 早苗

会長職務代理者 2 番 荒木 義一

委 員 3 番 坂本 保男 委 員 9 番 徳永 廣敏

委 員 4 番 野田 孝光 委 員 10 番 渡邊 義高

委 員 5 番 藤岡 雅子 委 員 11 番 芥川 誠

委 員 6 番 大西 敬一 委 員 12 番 福島 則義

委 員 7 番 森田 優二 委 員 13 番 竹崎 幸雄

委 員 8 番 池田 賢治 委 員 14 番 吉田 敏郎

欠席者 5 番 藤岡 雅子 7 番 森田 優二

最適化推進委員 10名

4. 議事日程

1 開会

2 会長挨拶

3 議事録署名委員の指名

4 議案第 32 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

5 議案第 33 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条について

6 報告第 21 号 非農地判断について

7 報告第 22 号 耕作証明書の発行について

5. 農業委員会事務局職員

課長補佐 松崎 邦寿

主 査 前川 俊司

主 事 本田 美里

事務局 皆さん、こんにちは。定刻になりましたので始めさせていただきます。本日は、議会開催中で課長が不在になります。審議に入る前に総会の成立宣言をいたします。本日は、5 番 藤岡委

員、7番 森田委員から欠席の連絡を受けております。欠席者2名ということで、御船町農業委員会会議規則第6条により、過半数以上の出席をいただいておりますので、本総会が成立することを宣言いたします。また、農地利用最適化推進委員全員のご出席をいただいております。ありがとうございます。それではただいまより、9月の総会を開会いたします。議長につきましては、御船町農業委員会会議規則第4条により富田会長よろしくお願ひいたします。

議 長

はい、こんにちは。暑い中ご苦労様です。先月は、農地パトロールお疲れ様でした。農地パトロールの時は、通知文にも記載があった通り、農業委員会のグリーンの帽子と名札の着用の徹底と、活動しやすい服装での参加をよろしくお願ひいたします。台風が11号と同じような進路をとりそうなので注意願ひしたいと思います。それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします。14番 吉田委員、4番 野田委員よろしくお願ひいたします。それでは、議案第32号を提案いたします。事務局の説明をお願ひいたします。

事務局

議案書の1ページをお願ひします。

議案第32号 農地法第5条第1項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求める。

令和4年9月12日提出 御船町農業委員会 会長 富田 早苗。
今月は、2件申請が上がっております。

申請番号①

土地の所在地：大字〇〇字〇〇△ - △ 地目：畑 面積：274 m²

譲渡人の住所・氏名：大字〇〇△ - △ 〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名：〇〇町〇〇△ 〇〇△ 〇〇 〇〇

転用目的：自己用住宅用地 理由：5条所有権移転（県許可）

申請番号②

土地の所在地：大字〇〇字〇〇△ - △ 地目：田 面積：555 m²

譲渡人の住所・氏名：大字〇〇△ 〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名：大字〇〇△ - △ 〇〇 〇〇

転用目的：農業用資材置場 理由：5条所有権移転（県許可）

2筆目

土地の所在地：大字〇〇字〇〇△ - △ 地目：田 面積：150 m²

譲渡人・譲受人の住所・氏名・転用目的・理由は同上です。

計田2筆705 m²になります。以上です。審議よろしくお願ひ

いたします。

議長 はい、ありがとうございます。それでは、申請番号①について担当の坂本委員、説明をよろしく願いいたします。

3 番 私の担当する高木地区は、ほぼ毎月のように農業委員会で審議される案件があります。まず、場所の説明をします。5 ページをご覧ください。申請地は、役場から国道 443 号線を益城町方面へ向かい、セブンイレブン高木店から左折し、九州縦貫道の側道に繋がる道路に面しています。甘木集落の北側に位置します。3 ページにありますように、申請人は御船町出身で現在嘉島町に借家住まいであります。子供の成長に伴い住まいが手狭になったので、自分の家を建てたいということで、今回の申請になりました。第 2 種農地で、面積は 274 m²です。一般基準の 1 から 10 まで問題ないと判断します。皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。それでは、只今の坂本委員の説明について、ご質問・ご意見はございませんか。

2 番 写真を見ると、荒地のようにも見えますが。

3 番 裏の方が笹藪になっていて、荒れてはいます。ここは、地元に住んでいない方の農地になります。

議長 他にご質問・ご意見はございませんか。ないようでしたら、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。続きまして、申請番号②について担当の福島委員説明をお願いいたします。

12 番 はい。8 月 29 日に田中推進委員と事務局と現地確認を行いました。まず場所を説明します。12 ページをご覧ください。木倉のホームセンター近くの三差路から県道を吉無田方面に 500m 位進み、左に入ったところの老人ホーム〇〇の近くになります。〇〇集落内になります。13 ページに計画図、14・15 ページに写真があります。10 ページをご覧ください。農地の区分は、第 1 種農地になります。地目は田、面積は 2 筆で 705 m²ということになります。申請地の東側は水路、北側は道路、西側・南側は宅地に接しています。この南側の宅地は、申請人の土地になります。転用の目的は、農業用資材置場です。農業用の資材とか機械を保管する場所が足らなくなり、畑として利用されていた隣接地が好条件であったため今回の申請に至りました。周辺の状況から見ても、農業上の総合的な利用に支障

を及ぼす恐れはないと思われます。一般基準の1から10において、該当する箇所については適当と判断します。排水同意も取っております。以上のようなことから許可相当と判断します。皆様の審議をよろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、只今の説明にご質問・ご意見はございませんか。

全委員
議 長 ありません。

それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。続きまして、議案第33号を提案します。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案書の3ページをお願いします。

議案第33号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき別紙について、意見の決定を求める。

令和4年9月12日提出 御船町農業委員会 会長 富田早苗。

4ページに、再設定分の利用権設定等状況一覧表を掲載しております。合計値を読み上げます。田の42,149㎡、計の42,149㎡です。続いて、5ページをお願いします。所有権移転分の利用権設定等状況一覧表です。田の4,216㎡、計の4,216㎡です。続いて6ページです。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定める。

令和4年9月12日提出 上益城郡御船町

7ページをお願いします。令和4年第9回農用地利用集積計画総括表になります。今月分から読み上げます。田の42,149㎡内再設定が42,149㎡、計の42,149㎡内再設定が42,149㎡です。所有権移転分の田が4,216㎡、計の4,216㎡です。続いて本年累計です。田の351,007㎡内再設定が252,554㎡、畑の52,079㎡内再設定が44,572㎡、計の403,086㎡内再設定が297,126㎡。所有権移転の田が80,354㎡、畑の7,872㎡、計の88,226㎡です。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。事務局にお訊きします。利用権設定のことですが、他の地域から農地を借りて耕作している人が、畦の草を切らないというのを聞きます。農業委員会の事務局として、そういう事例を把握している場合、申請者が手続きに来られた時「こういう話がありますよ。」とに伝えること

- はしていますか。
- 事務局 農地を利用されるのであれば、耕作放棄にならないようにということにもなりますので、当然畦等の管理もしていただくことになります。只今のような、情報が伝わっていれば、当然耕作者にお話します。
- 議 長 これまで御船町ではそのような事例はおそらくないと思われ
ます。ある町では、農業委員会から電話が掛かってくると聞
きました。
- 8 番 そのような話は、どこへ持っていけばいいのか判らないとい
うこともあるのではないのでしょうか。
- 議 長 例えば、利用権設定を再度申し出る場合、評判の悪い人には貸
したくない。そういったことにも成り兼ねないと思います。ま
た、この段階で審議してもダメだとは言えないのではないで
しょうか。
- 事務局 お互い合意の上の申請ではあります。本来であれば、地権者自
ら申し出られれば良いのですけれど。地権者がそういった状況
を把握していないことも考えられます。また、地権者が地元
に住んでいないこともあります。
- 議 長 「適切に管理出来てないなら、再設定とかできませんよ。」と
事務局から言えますか。
- 事務局 利用権設定には、金銭を伴いますので、それは出来ないと思
います。
- 議 長 「もう少し気を付けてください。」くらいのことしか言えない
ということですか。
- 事務局 委員さん方から情報を提供していただく等で、状況把握に努め
たいと思います。話は変わりますが、先日街中で通学路沿いの
畑の草が刈ってなくて、通行の支障になるのでどうかしてほ
しいという要望がありました。担当部署として、総務課・建設課・
学校教育課とあります。それで農業振興課からは、誰が耕作し
ているかの情報提供はできますけれど、基本的には担当課があ
りますので、そちらの方で対応します。ただ基盤整備が済んで
いる所は、農業振興課の担当になります。以上です。
- 3 番 平坦地域の農地は、耕作している方が畦の草を刈っておけば、
ある程度の管理が出来ていると思われませんが、中山間地域はど
のような対応をされているのでしょうか。
- 2 番 中山間地域の場合、日当たりの良い南斜面は、稲の妨げになら

ないように少し高めに、また頻繁に草を刈り取っています。北斜面は、必要に応じて行っている状況です。

- 3 番 これから農業者の減少に伴い農地の維持管理が難しくなってくるのではと心配しています。
- 2 番 事務局にお尋ねです。畑の畦畔にクヌギの植林をしてあるのは、どうなりますか。邪魔になれば切り倒していいということではありません。
- 議 長 境界として植えてあるのですか。
- 2 番 そうではありませんし、植樹ではなく、植林ということにはなりません。
- 事務局 農地に植林ということで、基本的には違法ではあります。
- 8 番 用水路の水が流れないくらいの草が茂っているという事例もあります。
- 議 長 以前、境界の木が大きくなっているの、どうにかならないかと、問い合わせがあったことがあります。結論としては、当事者で話し合ってくださいとのことになったと思います。
- 2 番 もう一つあります。課長には話していることではありますが、中山間地では、猪の被害が相当出ております。御船町で開催している鳥獣被害対策の会議に、わな猟免許取得者も参加させてもらえないか、また駆除隊の一員として入れてもらえないかとの要望があります。農業委員会は、農地を守ることも業務の一つだと思いますので、働きかけていただけないかとのことでした。
- 議 長 駆除隊というのですか。
- 2 番 御船町では銃砲隊と呼称しているようです。
- 議 長 鉄砲撃ちだけで駆除隊が成り立っているのですね。鉄砲撃ち部隊とはこわなとはどのような関係性があるのですか。
- 2 番 はこわなは、狩猟期間中のみの設置が出来ます。
- 8 番 鉄砲隊は、犬を連れて回りますが、それがはこわなに入るのを嫌われます。
- 2 番 狩猟期間ではないのに、はこわなを設置するのは違法になります。
- 13 番 申請すれば狩猟期間外に、はこわな猟はできますか。
- 2 番 鉄砲隊に同行しての設置は可能かと思えます。また、猟犬を放しての狩猟は禁じられています。
- 議 長 鉄砲隊とわな猟免許取得者とで話し合ってもらった方が早い

のではないのでしょうか。それでは、議案 33 号の事務局の説明にご賛同していただける方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。続きまして、報告事項の第 21 号から第 22 号まで、事務局の説明をお願いします。

事務局

議案書の 8 ページをお願いします。

報告第 21 号 農地法の運用について第 4 (3) の規定に基づき別紙のとおり非農地と判断したので、報告する。

令和 4 年 9 月 12 日提出 御船町農業委員会

9 ページをお願いします。8 月 19 日に上野地区の 10 筆、辺田見地区の 1 筆、8 月 30 日に田代地区の 4 筆を非農地と判断しておりますので、ご確認をお願いします。

続いて、10 ページです。

報告第 22 号 別紙のとおり耕作証明書を発行したので報告する。

令和 4 年 9 月 12 日提出 御船町農業委員会

11 ページに耕作証明書の写しを掲載しておりますので、ご確認をお願いします。以上です。

議長

はい、ありがとうございました。それでは、本日の議事はこれで終了いたします。お疲れ様でした。

上記の顛末を記載し相違なきことを証明するためにここに署名する。

14 番

㊟

4 番

㊟